

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

このたびの九州地方の地震で、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますと

ともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

なお被災された皆様の会員およびライセンスの手続きにつきましては、
総合案内サービスセンター（封筒裏参照）にてご相談を承っております。

平成28年熊本地震に伴うモータースポーツ関係災害支援策について

[公示No.2016-042]

JAFでは、このたび発生した熊本地震により被災されたライセンス所持者の皆様や影響を受けた競技会主催者の皆様に対する支援策として、下記のとおりモータースポーツ関係事務取扱の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

※被災届等の各手続きに必要な書類につきましては、最寄りのJAF支部もしくはJAF総合案内サービスセンターにご連絡いただければ、送付させていただきます。

●ライセンス所持者の皆さまへ

被災により、モータースポーツライセンスを紛失された場合には、再発行手数料を無料といたします。

受付窓口

- ・電話の場合：総合案内サービスセンターまで（封筒裏面参照）
- ・来店の場合：JAF支部窓口

受付期間 2016年12月末日まで

●各イベント主催者、クラブ・団体の皆さまへ

◆当該災害の影響で2016年に開催予定の競技会開催が変更、または中止となった場合には、スポーツカレンダー変更、取消手数料を無料で受付いたします。

対応内容

- ・変更の場合は変更手数料を無料といたします。ただしスポーツカレンダー登録規定による所定の同意書は必要といたします。
- ・取消の場合は取消手数料を無料とし、併せて納付済みのカレンダー登録料を返金いたします。（日本選手権競技の場合、選手権登録申請料も併せて返金いたします。）

申請方法

- ・カレンダー登録申請を提出したJAFの支部窓口にご連絡ください。
- ・スポーツカレンダー変更・取消申請書にご記入・ご捺印の上ご提出ください。

申請期間 2016年12月末日まで

◆当該災害の影響で2016年に開催予定の競技会を中止し、すでに組織許可申請済みの場合は組織許可申請料を返金いたします。

対応内容

・納付済みのカレンダー登録料等（*）と併せて返金いたします。

*：スピード行事のクロズド競技開催届出料を含みます。

申請方法

・組織許可申請を提出したJAFの支部窓口「熊本地震被災届」をご提出ください。

申請期間 2016年12月末日まで

◆当該災害の影響でライセンス講習会を事前に中止した場合は、開設申請料を返金いたします。

申請方法

・開設申請を提出したJAFの支部窓口「熊本地震被災届」をご提出ください。

申請期間 2016年12月末日まで

◆当該災害の影響でJAFクラブ登録印等を紛失、または破損した場合には、JAFクラブ登録印を無料で再発行いたします。（競技会の大会事務局印の場合も同様に対応いたします。）

申請方法

お近くのJAFの支部窓口「JAF登録印再発行届」を提出してください。

申請期限 2016年12月末日まで

※本支援策は、地震が発生した4月14日に遡って適用いたします。

※FIA料金は対象外といたします。

※本支援内容に追加、変更があった場合は、JAFホームページにてご案内いたします。

2016年JAFモータースポーツ賞典規定

[公示No.2016-043]

※下線部分：変更箇所

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、JAFの制定する2016年（以下「当該年」という。）の各選手権規定に基づき認定された当該種目の上位入賞者に対し、下記に従い賞典を授与する。

第2条 対象とする競技の種目、部門、クラス

以下の通りとする。

1. レース競技（以下「レース」という。）
当該年の日本レース選手権規定第3条による各部門
2. ラリー競技（以下「ラリー」という。）
当該年の日本ラリー選手権規定第8条および第13条による各クラスのドライバーおよびナビゲーター
3. ジムカーナ競技（以下「ジムカーナ」という。）
当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条による各部門各クラス
4. ダートトライアル競技（以下「ダートトライアル」という。）
当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条による各部門各クラス
5. サーキットトライアル競技（以下「サーキットトライアル」という。）
当該年の日本サーキットトライアル選手権規定第12条による各部門各クラス
6. カート競技（以下「カート」という。）
当該年の日本カート選手権規定第3条による各部門

第3条 賞典の内容

下表のとおりとする。

受賞対象者	賞
1. レース 1) 全日本選手権 (1) スーパーフォーミュラ(SF) ①ドライバー選手権者 ②2位および3位のドライバー ③4位から6位のドライバー ④チーム選手権者 ⑤ドライバー選手権者のチームメカニック (2) フォーミュラ3(F3) ①ドライバー選手権者 ②2位および3位のドライバー ③4位から6位のドライバー ④チーム選手権者 ⑤エンジンチューナー選手権者 2) 地方選手権 (1) フォーミュラ4(F4) ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー (2) FIA-フォーミュラ4(FIA-F4) ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー (3) スーパーFJ(S-FJ) ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー (4) ツーリングカー ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー	オリジナル認定トロフィー、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞 表彰状、副賞 オリジナル認定トロフィー オリジナルトロフィー オリジナル認定トロフィー、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞 オリジナル認定トロフィー、副賞 表彰状、副賞 オリジナル認定トロフィーまたはメダル オリジナル認定トロフィーまたはメダル 認定証、トロフィー、副賞 表彰状、副賞 認定証、トロフィー、副賞 表彰状、副賞 認定証、トロフィー、副賞 表彰状、副賞
2. ラリー 1) 全日本選手権 各クラスのそれぞれについて ①ドライバーおよびナビゲーター選手権者 ②2位および3位のドライバーおよびナビゲーター ③4位から6位のドライバーおよびナビゲーター 2) 地方選手権	オリジナル認定トロフィーまたはメダル、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞

全国各地の各クラスのそれぞれについて ①ドライバーおよびナビゲーター選手権者 ②2位から6位のドライバーおよびナビゲーター	認定証、トロフィー 表彰状
3. ジムカーナ 1) 全日本選手権 各部門各クラスのそれぞれについて ①ドライバー選手権者 ②2位および3位のドライバー ③4位から6位のドライバー 2) 地方選手権 全国各地の各部門各クラスのそれぞれについて ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー	オリジナル認定トロフィーまたはメダル、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞 表彰状、副賞 認定証、トロフィー 表彰状
4. ダートトライアル 1) 全日本選手権 各部門各クラスのそれぞれについて ①ドライバー選手権者 ②2位および3位のドライバー ③4位から6位のドライバー 2) 地方選手権 全国各地の各部門各クラスのそれぞれについて ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー	オリジナル認定トロフィーまたはメダル、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞 表彰状、副賞 認定証、トロフィー 表彰状
5. サーキットトライアル 1) 地方選手権 全国各地の各部門各クラスのそれぞれについて ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー	認定証、トロフィー 表彰状
6. カート 1) 全日本選手権 KF、FS-125の各部門について ①ドライバー選手権者 ②2位および3位のドライバー ③4位から6位のドライバー 2) 地方選手権 FP-2、FP-3、FS-4、FS-125、FC-2の各部門について ①ドライバー選手権者 ②2位から6位のドライバー 3) ジュニア選手権 FP-JrおよびFP-Jr Cadetsの各部門について ①ドライバー選手権者 ②2位および3位のドライバー ③4位から6位のドライバー	オリジナル認定トロフィーまたはメダル、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞 表彰状、副賞 認定証、トロフィー 表彰状 オリジナル認定トロフィーまたはメダル、副賞 表彰状またはトロフィー、副賞 表彰状、副賞

第4条 賞典の授与

賞典の授与は、全日本選手権についてはJAF本部が開催するモータースポーツ表彰式において、地方選手権およびカートのジュニア選手権についてはJAFの各地方本部が開催する地方選手権表彰式において、受賞対象者を招待して執り行う。招待する受賞対象者の範囲（人数）は、各選手権の部門、クラス毎にその都度JAFが決定する。招待を受けなかった受賞対象者については賞典の発送をもってこれに代える。

第5条 本規定の施行

本規定は2016年3月24日より施行する。

JAFスポーツ資格登録規定（新旧対照表）

[公示No.2016-044]

下線部分：変更箇所

改正案	現行
第1章 総 則 略	第1章 総 則 略
第2章 許可証の種類 略	第2章 許可証の種類 略
第3章 競技許可証 略	第3章 競技許可証 略
第1条 競技許可証の種類と有効な競技会 略	第1条 競技許可証の種類と有効な競技会 略
第2条 競技許可証の新規申請	第2条 競技許可証の新規申請
1. 競技運転者許可証 略	1. 競技運転者許可証 略
2. 限定国内競技運転者許可証A	2. 限定国内競技運転者許可証A
1) 年齢が満16歳以上18歳未満で、次の(1)、(2)および(3)の条件を満たす者は、以下の競技車両によるJAF公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。	1) 年齢が満16歳以上18歳未満で、次の(1)、(2)および(3)の条件を満たす者は、以下の競技車両によるJAF公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。
①フォーミュラJ1600（FJ1600）	①フォーミュラJ1600（FJ1600）
②スーパーFJ（S-FJ）	②スーパーFJ（S-FJ）
③フォーミュラ4（F4）	③フォーミュラ4（F4）
④上記①、②または③と同等性能であるとJAFが特に認めたフォーミュラカー	④上記①、②または③と同等性能であるとJAFが特に認めたフォーミュラカー
(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。	(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。
①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞	①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞
②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞	②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞
③国内外を問わず、CIK-FIAのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞	③国内外を問わず、CIK-FIAのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞
ただし、JAFは、上記①～③の条件に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加できるレースを制限して認める場合がある。	ただし、JAFは、上記①～③の条件に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加できるレースを制限して認める場合がある。
(2) JAF認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。	(2) JAF認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。
(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。	(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。
2)～7) 略	2)～7) 略
8) 限定Aライセンスを所持する者が、本条2. 1) ①～④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位3位以内に入賞した者は、翌年、限定Aライセンスでフォーミュラ3（F3）による国内格式以下のレースに参加することができる。	8) 限定Aライセンスを所持する者が、本条2. 1) ③または④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位3位以内に入賞し、 <u>JAFが特に認めた場合には</u> 、翌年、限定Aライセンスでフォーミュラ3（F3）による国内格式以下のレースに参加することができる。
ただし、JAFは、上記の成績に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加を特に認める場合がある。	
3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証 ～	3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証 ～
第5章 エキスパート・ライセンス まで略	第5章 エキスパート・ライセンス まで略
第6章 本規定の施行	第6章 本規定の施行
第19条 本規定の施行	第19条 本規定の施行
本規定は、 <u>2016年3月24日</u> より施行する。	本規定は、 <u>2014年12月1日</u> より施行する。
以上	以上

ラリー競技開催規定付則：第2種アベレージラリー開催規定（新旧対照表）

[公示No.2016-045]

下線部分：改正箇所

改正案	現行規定
<p>第1条1. ～2. (略)</p> <p>3. 参加車両に搭載しなければならない備品 非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器、表面に赤字で「SOS」、裏面に緑文字で「OK」と記されたA3版シート</p> <p>4. ～5. (略)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行 本規定は、<u>2016年4月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条1. ～第15条 (略)</p> <p>3. 参加車両に搭載しなければならない備品 非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器</p> <p>4. ～5. (略)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行 本規定は、<u>2015年1月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定（新旧対照表）

[公示No.2016-046]

下線部分：改正箇所

改正案	現行規定
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 サービス（整備作業） 1. ～2. (略) 3. サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。 各デイの最初のスペシャルステージ前：20分 デイ1については強制ではない。 ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。 2つのステージグループの間：<u>30～45分</u> 最終デイを除く、デイ終了時：45～60分 オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>第17条～第24条 (略)</p> <p>第25条 スペシャルステージ 1. ～14. 6) (略) 7) 各ステージによって異なる無線ネットワーク（5kmごとに設置）は、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。加えて、ラジオポイントの100m手前に背景が黄で黒い稲妻マークが入った看板を設置すること。 ステージ内の救急車はラジオポイントに配置される。その際、追加の看板（青色背景に赤、もしくは緑の十字）をラジオポイント看板の真下に設置すること。 さらにミッドポイントの100m手前に、予告看板を設置すること。それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 サービス（整備作業） 1. ～2. (略) 3. サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。 各デイの最初のスペシャルステージ前：20分 デイ1については強制ではない。 ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。 2つのステージグループの間：<u>20～30分</u> 最終デイを除く、デイ終了時：45分 オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>第17条～第24条 (略)</p> <p>第25条 スペシャルステージ 1. ～14. 6) (略) 7) 各ステージによって異なる無線ネットワーク（5kmごとに設置）は、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。 ステージ内の救急車はラジオポイントに配置される。その際、追加の看板（青色背景に赤、もしくは緑の十字）をラジオポイント看板の真下に設置すること。 さらにミッドポイントの100m手前に、予告看板を設置すること。それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。</p> <p>15. (略)</p>

第26条～第28条 (略)

第29条 安全装備

1. (略)
2. 参加車両に搭載するもの
 - 1) 非常用停止表示板(三角) 2枚
 - 2) 非常用信号灯
 - 3) 赤色灯
 - 4) 牽引用ロープ
 - 5) 救急薬品
 - 6) 各車両規定に定められている仕様の消火器
 - 7) 表面に赤字で「SOS」、裏面に緑字で「OK」と記されたA3版シート

第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2016年4月1日から施行する。

別添1～別添4 (略)

別添5 スペシャルステージラリーに適用される罰則

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムパナリティの詳細
	競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき	失格	
	リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき		
	クルーのうち1名が競技から離脱した場合		
	著しく車体、保安部品または排気系を破損して競技役員から競技の離脱を勧告されているにもかかわらず走行した場合		
	タイムカードを改ざんした場合		
	クルーまたは関係者間で不正行為があった場合		
競技全般	サービスパーク以外の場所でクルー以外の者から参加車両の整備、修理を受けた場合、また、燃料補給(充電)指定場所以外で燃料補給(充電)を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	タイヤの本数または仕様制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合		
	車両規則違反が発見されたとき		
	参加者またはクルーがフリーフィングに遅刻または欠席したとき		
	タイムカードに時刻が記入されていない場合		
	競技中にクルー以外の第3者を参加車両に乗せた場合(負傷者を搬送する場合を除く)		
	定められたラリー行程から逸脱した場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く)		
	サービスパーク内で30km/hを超えて走行した場合、またはパーク内のものに不安や危険を与える走行をした場合		
	サービスパーク以外で参加車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第3者が参加車両を押して移動させた場合(安全上やむを得ない場合を除く)		
	道路交通法に違反したり、交通事故を起こしたとき		
競技役員の重要な指示に従わなかったとき			

第26条～第28条 (略)

第29条 安全装備

1. (略)
2. 参加車両に搭載するもの
 - 1) 非常用停止表示板(三角) 2枚
 - 2) 非常用信号灯
 - 3) 赤色灯
 - 4) 牽引用ロープ
 - 5) 救急薬品
 - 6) 各車両規定に定められている仕様の消火器

第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2015年1月1日から施行する。

別添1～別添4 (略)

別添5 スペシャルステージラリーに適用される罰則

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムパナリティの詳細
	競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき	失格	
	リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき		
	クルーのうち1名が競技から離脱した場合		
	著しく車体、保安部品または排気系を破損して競技役員から競技の離脱を勧告されているにもかかわらず走行した場合		
	タイムカードを改ざんした場合		
	クルーまたは関係者間で不正行為があった場合		
競技全般	サービスパーク以外の場所でクルー以外の者から参加車両の整備、修理を受けた場合、また、燃料補給指定場所以外で燃料補給を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	タイヤの本数または仕様制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合		
	車両規則違反が発見されたとき		
	参加者またはクルーがフリーフィングに遅刻または欠席したとき		
	タイムカードに時刻が記入されていない場合		
	競技中にクルー以外の第3者を参加車両に乗せた場合(負傷者を搬送する場合を除く)		
	定められたラリー行程から逸脱した場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く)		
	サービスパーク内で30km/hを超えて走行した場合、またはパーク内のものに不安や危険を与える走行をした場合		
	サービスパーク以外で参加車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第3者が参加車両を押して移動させた場合(安全上やむを得ない場合を除く)		
	道路交通法に違反したり、交通事故を起こしたとき		
競技役員の重要な指示に従わなかったとき			

	レッキ時を含め、走行マナーおよび競技者としての態度、品行、言動に問題がある場合、またはスポーツマンシップに反する場合			
	競技会期間中、オーガナイザーから指示された時刻や時間制限に従わなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。		
	本表に記載されている事項以外で、オーガナイザーから罰則適用の提案があり、競技会審査委員会により当該案件が国内競技規則11に基づく罰則の対象となると判断された場合			
車両検査	定められた時刻にスタート前の車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）	スタートが認められない。		
	スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合	スタートが認められない。（ただし、競技会審査委員会は、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。）		
	参加者が特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該参加車両の適格性について確認できなかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。		
	参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりした場合	失格		
コントロール	指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格		
	コントロールの責任者の指示に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。		
	クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合	タイムペナルティ ただし、15分を超える遅着はデイ離脱。	1分につき10秒	
	目標チェックイン時刻への15分以内の遅着	タイムペナルティ		
	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分	
	コントロールの手順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。		
	参加車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。		
	各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に対し15分を超えて遅着した場合	デイ離脱（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればデイ離脱となる基準時間を延長することができる。）		

	レッキ時を含め、走行マナーおよび競技者としての態度、品行、言動に問題がある場合、またはスポーツマンシップに反する場合			
	競技会期間中、オーガナイザーから指示された時刻や時間制限に従わなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。		
	本表に記載されている事項以外で、オーガナイザーから罰則適用の提案があり、競技会審査委員会により当該案件が国内競技規則11に基づく罰則の対象となると判断された場合			
車両検査	定められた時刻にスタート前の車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）	スタートが認められない。		
	スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合	スタートが認められない。（ただし、競技会審査委員会は、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。）		
	参加者が特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該参加車両の適格性について確認できなかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。		
	参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりした場合	失格		
コントロール	指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格		
	コントロールの責任者の指示に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。		
	クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合	タイムペナルティ ただし、15分を超える遅着はデイ離脱。	1分につき10秒	
	目標チェックイン時刻への15分以内の遅着	タイムペナルティ		
	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分	
	コントロールの手順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。		
	参加車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。		
	各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に対し15分を超えて遅着した場合	デイ離脱（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればデイ離脱となる基準時間を延長することができる。）		

スペシャルステージ	クルーまたは参加車両に起因して自己のスタートが遅れた場合	タイムペナルティ	1分につき1分
	スタートの合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合	失格	
	スペシャルステージを逆走した場合	失格	
	フィニッシュにおいて黄色地の予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	反則スタート(スタート合図よりも先に車両が前進した場合)	3回目までの違反: 右のタイムペナルティが課される。 4回目以降の違反: 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反:10秒 2回目の違反:1分 3回目の違反:3分 (ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合はさらに重いタイムペナルティが課される。)
	指示されたスタート時刻またはスタート位置に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 (ただし、右のタイムペナルティを下限とする。)	10分
スペシャルステージ	スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	スペシャルステージ上での停車時に、正当な理由なく「OK」、「SOS」を後続車等に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	各セクションもしくは各デイのいずれかの終了時点においてタイムコントロールへの遅着時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じてこれらの遅着時間および超過時間が合計60分を超えた場合(上記の累計遅着時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早期時間の差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計に早着時間は含まれない。)	デイ離脱(ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればデイ離脱となる基準時間を延長することができる。)	
バルクフェルメ	バルクフェルメにおいて整備、修理、燃料補給等の作業を行った場合、またはボンネットを開けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	特例としてウインドウ交換を実施したことにより予定時刻通りバルクフェルメを退出できなかった場合	タイムペナルティ	1分につき1分
	特例としてウインドウ交換を実施するにあたり、車体またはローラーの修復作業を行った場合	タイムペナルティ	作業時間1分につき1分および退出の遅れ1分につき1分
<p>※失格については、それが発生したセクションまたはデイの終了時点で、公式通知および競技結果(デイ別順位結果または暫定最終結果)をもって発表されなければならない。 なお、審査委員会が失格を裁定する際には、競技役員(報告)のみに基づくのではなく、当事者を審査委員会に召喚して説明の機会を与えた後に決定しなければならない。</p>			

スペシャルステージ	クルーまたは参加車両に起因して自己のスタートが遅れた場合	タイムペナルティ	1分につき1分
	スタートの合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合	失格	
	スペシャルステージを逆走した場合	失格	
	フィニッシュにおいて黄色地の予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	反則スタート(スタート合図よりも先に車両が前進した場合)	3回目までの違反: 右のタイムペナルティが課される。 4回目以降の違反: 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反:10秒 2回目の違反:1分 3回目の違反:3分 (ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合はさらに重いタイムペナルティが課される。)
	指示されたスタート時刻またはスタート位置に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 (ただし、右のタイムペナルティを下限とする。)	10分
スペシャルステージ	スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	スペシャルステージ上での停車時に、正当な理由なく「OK」、「SOS」を後続車等に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	各セクションもしくは各デイのいずれかの終了時点においてタイムコントロールへの遅着時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じてこれらの遅着時間および超過時間が合計60分を超えた場合(上記の累計遅着時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早期時間の差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計に早着時間は含まれない。)	デイ離脱(ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があればデイ離脱となる基準時間を延長することができる。)	
バルクフェルメ	バルクフェルメにおいて整備、修理、燃料補給等の作業を行った場合、またはボンネットを開けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	特例としてウインドウ交換を実施したことにより予定時刻通りバルクフェルメを退出できなかった場合	タイムペナルティ	1分につき1分
	特例としてウインドウ交換を実施するにあたり、車体またはローラーの修復作業を行った場合	タイムペナルティ	作業時間1分につき1分および退出の遅れ1分につき1分
<p>※失格については、それが発生したセクションまたはデイの終了時点で、公式通知および競技結果(デイ別順位結果または暫定最終結果)をもって発表されなければならない。 なお、審査委員会が失格を裁定する際には、競技役員(報告)のみに基づくのではなく、当事者を審査委員会に召喚して説明の機会を与えた後に決定しなければならない。</p>			

2017年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定 (新旧対照表)

[公示No.2016-047]

下線部分：変更箇所

2017年規定案	2016年規定
<p>第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2017年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p>第12条 選手権の部門およびクラス区分</p> <p>1. 日本ジムカーナ選手権</p> <p>1) 全日本ジムカーナ選手権：</p> <p>(1) 部門：</p> <p>全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、SA部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成される。</p> <p>(2) クラス区分：</p> <p>PN、SA、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。</p> <p>スピードPN車両部門：</p> <p>クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動（FF、FR）のPN車両。</p> <p>クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF、FR）のPN車両。</p> <p>クラス3：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF、FR）のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両。</p> <p>クラス4：クラス1、クラス2およびクラス3に該当しないPN車両。</p> <p>スピードSA車両部門：</p> <p>クラス1：気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA車両。</p> <p>クラス2：気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA車両。</p> <p>クラス3：後輪駆動のSA車両。</p> <p>クラス4：4輪駆動のSA車両。</p> <p>スピードSC車両部門：（クラス区分なし）</p> <p>スピードAE車両部門：（クラス区分なし）</p> <p>2) 地方ジムカーナ選手権 （略）</p> <p>2. 日本ダートトライアル選手権 （略）</p> <p>第13条～第37条 （略）</p> <p>第38条 本選手権規定の施行</p> <p>本選手権規定は<u>2017年</u>1月1日から施行する。</p> <p>ただし、第6条3. 第12条1.2) (2)②C. については、<u>2016年</u>6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2016年</u>（以下「当該年」という。）のジムカーナ／ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p>第12条 選手権の部門およびクラス区分</p> <p>1. 日本ジムカーナ選手権</p> <p>1) 全日本ジムカーナ選手権：</p> <p>(1) 部門：</p> <p>全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、<u>N部門</u>、SA部門、SC部門およびAE部門の5部門で構成される。</p> <p>(2) クラス区分：</p> <p>PN、<u>N</u>、SA、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。</p> <p>スピードPN車両部門：</p> <p>クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動（FF、FR）のPN車両。</p> <p>クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF、FR）のPN車両。</p> <p>クラス3：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF、FR）のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両。</p> <p>クラス4：クラス1、クラス2およびクラス3に該当しないPN車両。</p> <p><u>スピードN車両部門：</u></p> <p><u>クラス1：前輪駆動のN車両。</u></p> <p><u>クラス2：後輪駆動のN車両。</u></p> <p><u>クラス3：4輪駆動のN車両。</u></p> <p>スピードSA車両部門：</p> <p>クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両。</p> <p>クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両。</p> <p>クラス3：<u>4輪駆動</u>のSA車両。</p> <p>スピードSC車両部門：（クラス区分なし）</p> <p>スピードAE車両部門：（クラス区分なし）</p> <p>2) 地方ジムカーナ選手権 （略）</p> <p>2. 日本ダートトライアル選手権 （略）</p> <p>第13条～第37条 （略）</p> <p>第38条 本選手権規定の施行</p> <p>本選手権規定は<u>2016年</u>1月1日から施行する。</p> <p>ただし、第6条3. 第12条1.2) (2)②C. については、<u>2015年</u>6月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定 (新旧対照表)

[公示No.2016-048]

下線部分：変更箇所

2017年規定案	2016年規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 適用規則 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技は、「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則(本規定ならびにスピード行事競技開催規定を含む)、<u>2017年</u>(以下「当該年」という。)日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定(第1章および第2章を除く)ならびに当該競技会特別規則」が適用される。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの開催日程と申請手続き JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。</p> <p>1. 申請手続き</p> <p>1) JAFカップオールジャパンジムカーナ 開催日程：<u>当該年の11月5日</u>(前後日を入れて2日間開催も可) 申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。</p> <p>2) JAFカップオールジャパンダートトライアル 開催日程：<u>当該年の11月12日</u>(前後日を入れて2日間開催も可) 申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。</p> <p>2. 組織許可申請 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの組織申請は開催日の3ヵ月前までに行わなければならない。</p> <p>3. 成績報告 オーガナイザーは、成績を「JAF公認競技会・競技結果成績表」に記載し、競技会終了後、直ちにJAF本部に報告しなければならない。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>第18条 本規定の施行 本規定は<u>2017年</u>1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 適用規則 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技は、「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則(本規定ならびにスピード行事競技開催規定を含む)、<u>2016年</u>(以下「当該年」という。)日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定(第1章および第2章を除く)ならびに当該競技会特別規則」が適用される。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの開催日程と申請手続き JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。</p> <p>1. 申請手続き</p> <p>1) JAFカップオールジャパンジムカーナ 開催日程：<u>当該年の11月13日</u>(前後日を入れて2日間開催も可) 申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。</p> <p>2) JAFカップオールジャパンダートトライアル 開催日程：<u>当該年の11月6日</u>(前後日を入れて2日間開催も可) 申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。</p> <p>2. 組織許可申請 JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアルの組織申請は開催日の3ヵ月前までに行わなければならない。</p> <p>3. 成績報告 オーガナイザーは、成績を「JAF公認競技会・競技結果成績表」に記載し、競技会終了後、直ちにJAF本部に報告しなければならない。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>第18条 本規定の施行 本規定は<u>2016年</u>1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2017年日本サーキットトライアル選手権規定 (新旧対照表)

[公示No.2016-049]

下線部分：変更箇所

2017年規定案	2016年規定
<p>第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、2017年（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本サーキットトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第26条 （略）</p> <p>第27条 本選手権規定の施行 本選手権規定は2017年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、2016年（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本サーキットトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則（本選手権規定およびスピード行事競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第26条 （略）</p> <p>第27条 本選手権規定の施行 本選手権規定は2016年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

車両公認一覧

[公示No.2016-050]

	会社名	車両名	型式	申請分類グループ	申請内容	JAF公認No.
1	日産自動車株	GT-R	R35	FIA-GT3 VO	ENDURANCE VOへのFRブレーキシステムの追加申請	JG-005 VO 25/11

V F：供給変型、V O：オプション変型、V P：プロダクション変型、E T：正常進化、E S：スポーツ進化、E R：誤記訂正、V K：キットカー変型、K S：スーパー2000変型、W R：ワールドラリーカー変型、V R：グループR変型、E V O：進化

海外競技会出場証明書 (サーティフィケート) 発行件数一覧と申請方法

[公示No.2016-051]

国際モータースポーツ競技規則第2条2)、第2条3)、第3条9)、およびJAFスポーツ資格登録規定第7条2)に基づき、JAFが「海外競技会出場証明書 (サーティフィケート)」を発行した件数です。

2016年3月発行分

開催日 (申請種別)	競技会名	開催場所	発行数
数次用			21
4月1日～4月7日	Abu Dhabi Desert Challenge	UAE	2
4月11日～4月16日	Targa Tasmania	AUSTRALIA	6
4月16日～4月17日	ADAC Qualifikationsrennen 24h-Rennen	Nürburgring, GERMANY	1
4月29日～5月1日	International Rally of Whangarei	NEW ZEALAND	2

●海外競技会出場証明書 (サーティフィケート) 申請について

海外競技会出場証明書 (サーティフィケート) は、JAF発行のライセンスを所持する方が、海外で開催されるASN公認の四輪またはカートの競技に参加・出場する際、競技会の格式が国際または国内を問わず必要な証明書です。

ただし、国内カートライセンスでは、海外のカート競技に参加・出場することはできません。

出発日の2週間前までに所定の申請書に記入のうえ、申請料を添えてJAF支部に申請してください。

所定の申請書はJAF窓口で入手するか、JAFホームページ (<http://www.jaf.or.jp/>) →モータースポーツ→データ室→各種申請書等→海外競技会出場証明書申請書) からダウンロードすることができます。

1 回用：1競技会限定のサーティフィケートです。
数次用：当該年度中、複数の競技会に有効なサーティフィケートです。
3競技会以上出場のご予定があればこちらをお薦めします。

【申請受付】

JAF地方本部・支部で受付しています。持参または郵送 (現金書留) にてご申請ください。

【必要書類】

競技運転者(コドライバー含む)用	参加者用
<ul style="list-style-type: none"> 海外競技会出場に関する証明申請書 写真(3cm×3cm、無帽、無背景) ※髪などで顔が隠れていないもの 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込) 	<ul style="list-style-type: none"> 海外競技会出場に関する証明申請書 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)

お問い合わせ先 (JAF地方本部モータースポーツ窓口)			
北海道本部	☎ 011-857-7155	関西本部	☎ 072-645-1300
東北本部	☎ 022-783-2826	中国本部	☎ 082-272-9967
関東本部	☎ 03-6833-9140	四国本部	☎ 087-867-8411
中部本部	☎ 052-872-3685	九州本部	☎ 092-841-7731

ソーラーカー講習会 日程

[公示No.2016-052]

開催日	時間	開催場所	申し込み先	TEL
6月4日(土)	13:00~16:30 (各日程共通)	一般社団法人日本自動車連盟本部 (東京都港区)	鈴鹿サーキット ソーラーカーレース 鈴鹿大会事務局 (各日程共通)	059-378-3405 (各日程共通)
6月19日(日)		立命館大学いばらきキャンパス (大阪府茨木市)		
6月25日(土)		鈴鹿サーキットプリーフィングルーム (三重県鈴鹿市)		

※受講者は「FIA ALTERNATIVE ENERGIES CUP ソーラーカーレース鈴鹿2016」に参加出場する方に限ります。

※詳細は大会公式サイトをご覧ください。 <http://www.suzukacircuit.jp/>

※開催場所および時間は現時点での予定です。変更となる可能性もありますので必ず大会公式サイトにてご確認ください。

Aライセンス講習会 日程

[公示No.2016-053]

開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	受講料		教材費
						上段：B所持者	下段：B非所持者	
6月5日	9:00~17:00	エビスサーキット 福島県二本松市	にっかわくらぶ事務局	080-3192-8147	佐々木 豊	¥18,000/ ¥22,000		実費
6月5日	8:30~17:30	筑波サーキット 茨城県下妻市	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000		実費
6月12日	8:00~14:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡	ドライバースクラブルーキー	089-924-0220	大西 周	¥20,900/ 受講対象外		実費
7月10日	11:00~17:00	十勝インターナショナルスピードウェイ 北海道河西郡更別村	十勝スピードウェイクラブ	0155-52-3910	小谷 泰寛	¥20,000/ ¥23,000		実費
7月10日	9:00~17:00	スポーツランドSUGO 宮城県柴田郡	にっかわくらぶ事務局	080-3192-8147	佐々木 豊	¥20,000/ ¥24,000		実費
7月20日	9:00~17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市	チームマグナスオートクラブ	03-3611-6687	稲村 政幸	¥19,000/ ¥23,000		実費

RACING KART INFORMATION

2016年地方カート選手権FP-3部門出場資格に関する 取り扱いについて

[公示No.2016-K007]

標記につきまして、2016年日本カート選手権規定第33条1.3)に定める2016年地方カート選手権FP-3部門のドライバー出場資格は、18歳(18歳の誕生日を迎える当該年)以上のカート

ドライバー国内Bライセンスの所持者とするをお知らせします。

以上

JAFカートカレンダー (6~7月)

格式A-国際/B-準国際/C-国内/D-準国内/E-制限付

●太字は全日本選手権、世界選手権、国際競技及びそれに準ずる競技会・下線付き細字は地方選手権
●このカレンダーは4月25日までに本部にて受付したものです。

6(JUNE)						
開催日	競技会名	オーガナイザー/電話番号	格式	競技車両	開催場所	
6月 5日	2016 もてぎカートレース第3戦	株式会社モビリティランド (0285-64-0200)	D	FS-125	ツインリンクもてぎ北ショートコース	
12日	2016 TOYOTA SLカートミーティング SUGOカートレースシリーズ第3戦	SSC(0224-83-3116)	E	FS-125	スポーツランドSUGO西コース	
18日	2016年全日本カート選手権KF部門第3・4戦	フェスティカサーキット (0282-25-1500)	C	KF	フェスティカサーキット瑞浪	
~19日	2016年全日本カート選手権FS-125部門西地域第3戦		C	FS-125		
	2016年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門西地域第3戦		D	FP-3,FS-125		
	2016年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門西地域第3戦		D	FP-Jr,FP-JrCadets		
26日	2016 ROTAX MAX CHALLENGE SERIES Rd3	フェスティカサーキット (0282-25-1500)	D	FS-125	フェスティカサーキット瑞浪	
			E	FS-125		
26日	2016 WAKO'S スーパーカートVICIC岡山国際サーキット選手権シリーズ第3戦	VICIC(0465-83-4702)	D	<u>FC-2リブレ</u>	岡山国際サーキット	
			D	FC-2リブレ		
7(JULY)						
7月 3日	2016 HARUNACUP KARTRACE Rd4	HMSL(0279-54-8199)	D	FS-125	榛名モータースポーツランド	
9日	2016年全日本カート選手権KF部門5・6戦	MTC(0475-25-4433)	C	KF	茂原ツインサーキット東コース	
~10日	2016年全日本カート選手権FS-125部門東地域第3戦		C	FS-125		
	2016年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門東地域第3戦		D	FP-3,FS-125		
	2016年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門東地域第3戦		D	FP-Jr,FP-JrCadets		
16日	2016 鈴鹿選手権シリーズ第4戦	SMSC(059-378-3405)	D	FS-125	鈴鹿サーキット国際南コース	
~17日	KART RACE IN SUZUKA					
17日	2016 TOYOTA SLカートミーティング SUGOカートレースシリーズ第4戦	SSC(0224-83-3116)	E	FS-125	スポーツランドSUGO西コース	
23日	2016年全日本カート選手権FS-125部門西地域第4戦	BSL(077-598-2888)	C	FS-125	神戸スポーツサーキット	
~24日	2016年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門西地域第4戦	KSC	D	FP-3,FS-125		
	2016年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門西地域第4戦		D	FP-Jr,FP-JrCadets		
24日	2016 もてぎカートレース第4戦	株式会社モビリティランド (0285-64-0200)	D	FS-125	ツインリンクもてぎ北ショートコース	
30日	2016 WAKO'S スーパーカートVICIC岡山国際サーキット選手権シリーズ第4戦	VICIC(0465-83-4702)	D	<u>FC-2リブレ</u>	岡山国際サーキット	
			D	FC-2リブレ		
30日	2016年全日本カート選手権FS-125部門東地域第4戦	RTA(03-5793-1466)	C	FS-125	カートソレイユ最上川	
~31日	2016年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門東地域第4戦		D	FP-3,FS-125		
	2016年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門東地域第4戦		D	FP-Jr,FP-JrCadets		
31日	2016 ROTAX MAX CHALLENGE SERIES Rd4	フェスティカサーキット (0282-25-1500)	D	FS-125	フェスティカサーキット瑞浪	
			E	FS-125		